

静岡県訓令甲第5号

本 庁
出先機関

静岡県事務決裁規程（昭和39年静岡県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月7日

静岡県知事 川 勝 平 太

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 課長相当職 <u>組織規則第67条第10項</u>に規定する職をいう。</p> <p>(11)～(14) (略)</p> <p>(15) 出先機関の長 出先機関（県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センター及びふじのくに茶の都ミュージアムを除く。）の長<u>並びに</u>県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センター及びふじのくに茶の都ミュージアムの副館長をいう。</p> <p>(16)～(18) (略)</p> <p>(19) 支所長等 出先機関に置かれた支所、分場その他支分組織（組織規則第47条の2第4項に規定する<u>静岡県水産技術研究所沿岸沖合漁業指導調査船駿河丸</u>を除く。以下「支所等」という。）の長をいう。</p> <p>(20)～(23) (略)</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項に</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 課長相当職 <u>組織規則第67条第9項</u>に規定する職をいう。</p> <p>(11)～(14) (略)</p> <p>(15) 出先機関の長 出先機関（県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センター、<u>農林環境専門職大学、農林環境専門職大学短期大学部</u>及びふじのくに茶の都ミュージアムを除く。）の長、<u>県立美術館、ふじのくに地球環境史ミュージアム、富士山世界遺産センター及びふじのくに茶の都ミュージアムの副館長並びに農林環境専門職大学の事務局長</u>をいう。</p> <p>(16)～(18) (略)</p> <p>(19) 支所長等 出先機関に置かれた支所、分場その他支分組織（組織規則第47条の2第4項に規定する<u>静岡県水産・海洋技術研究所沿岸沖合漁業指導調査船駿河丸</u>を除く。以下「支所等」という。）の長をいう。</p> <p>(20)～(23) (略)</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職員に係る同表の中欄に掲げる事項に</p> |

については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

| 職 員 | 事 項 | 専 決 者 |
|--------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| (略) | | |
| 知事直轄組織の総務課職員 | (略) | |
| 賀茂地域局に駐在する知事戦略課知事戦略班の職員 | 別表第1(その1)課長専決事項の欄に掲げる事項 | 賀茂地域局に駐在する知事戦略課参事 |
| 地域外交局に置かれる局付職員 | (略) | |
| (略) | | |
| スポーツ局の職員 | (略) | |
| 静岡県コンベンションアーツセンターに駐在する文化政策課の職員 | 別表第1(その1)課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項 | 文化・観光部理事(文化プログラム推進担当) |
| オリンピック・パラリンピック推進課長があらかじめ指定した職員 | (略) | |
| (略) | | |
| 健康増進課総合健康班の職員 | (略) | |

については、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

| 職 員 | 事 項 | 専 決 者 |
|--------------------------------|-----------------------------------|------------|
| (略) | | |
| 知事直轄組織の総務課職員 | (略) | |
| 地域外交局に置かれる局付職員 | (略) | |
| (略) | | |
| スポーツ局の職員 | (略) | |
| オリンピック・パラリンピック推進課長があらかじめ指定した職員 | (略) | |
| (略) | | |
| 健康増進課総合健康班の職員 | (略) | |
| 健康増進課地域包括ケア推進班の職員 | 別表第1(その1)課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項 | 地域包括ケア推進室長 |

| | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|-------------|
| 農業局、農地局、森林・林業局及び水産業局の職員 | (略) | |
| 農業戦略課長があらかじめ指定した職員 | (略) | |
| 農業ビジネス課長があらかじめ指定した職員 | 別表第1(その1)課長専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項 | 専門職大学開学準備室長 |
| お茶振興課長があらかじめ指定した職員 | (略) | |
| (略) | | |
| 農林技術研究所伊豆農業研究センターわさび生産技術科に駐在する職員 | (略) | |

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる部、局、課、室又は出先機関が所掌する同表の中欄に掲げる事項は、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

| 部、局、課、室又は出先機関 | 事項 | 専決者 |
|---------------|----|-----|
|---------------|----|-----|

| | | |
|----------------------------------|--|----|
| 農業局、農地局、森林・林業局及び水産・海洋局の職員 | (略) | |
| 農業戦略課長があらかじめ指定した職員 | (略) | |
| お茶振興課長があらかじめ指定した職員 | (略) | |
| (略) | | |
| 農林技術研究所伊豆農業研究センターわさび生産技術科に駐在する職員 | (略) | |
| 農林環境専門職大学及び農林環境専門職大学短期大学の教育職員 | 別表第1(その2)副所長等専決事項及び総務課長等専決事項の欄(1)から(9)までに掲げる事項 | 学長 |

3 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる部、局、課、室又は出先機関が所掌する同表の中欄に掲げる事項は、同表の右欄に掲げる専決者が専決するものとする。

| 部、局、課、室又は出先機関 | 事項 | 専決者 |
|---------------|----|-----|
|---------------|----|-----|

| | | |
|------------------------------|--|--------------------------------|
| 危機管理部 | (略) | 危機管理部 長が指定する <u>危機管理部理事</u> |
| (略) | | |
| 農業局、農地局、森林・林業局及び <u>水産業局</u> | (略) | |
| (略) | | |
| 集中化推進課 | 別表第2（その1）専決事項の欄中 <u>臨時的任用職員</u> の身分等取扱要綱及び非常勤職員身分等取扱要綱に係る事項で、出納室及び出先機関の職員に係るもの | (略) |
| (略) | | |

4～7 (略)
(出先機関の長専決事項の代決)

第10条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、環境衛生科学研究所、農林技術研究所、畜産技術研究所、水産技術研究所及び工業技術研究所にあつては、別表第2（その2）に掲げる出先機関の長の専決事項については、主管部（局）長が当該事案を代決する。

| | | |
|--------------------------------|---|--------------------------------|
| 危機管理部 | (略) | 危機管理部 長が指定する <u>危機管理部参事</u> |
| (略) | | |
| 農業局、農地局、森林・林業局及び <u>水産・海洋局</u> | (略) | |
| (略) | | |
| 集中化推進課 | 別表第2（その1）専決事項の欄中 <u>会計年度任用職員</u> の給与等に関する <u>条例第13条第1項</u> に係る事項で、出納室及び出先機関の職員に係るもの | (略) |
| (略) | | |

4～7 (略)
(出先機関の長専決事項の代決)

第10条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、農林技術研究所、畜産技術研究所、水産・海洋技術研究所及び工業技術研究所にあつては、別表第2（その2）に掲げる所長の専決事項については、主管部（局）長が当該事案を代決する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1（その1）及び別表第1（その2）を次のように改める。

(別表第1（その1）及び別表第1（その2）に係る部分の登載は、省略する。)

別表第2（その1）及び別表第2（その2）を次のように改める。

(別表第2（その1）及び別表第2（その2）に係る部分の登載は、省略する。)

附 則

- 1 この訓令甲は、公表の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第2（その1）の改正規定（農地計画課の項国土調査法に係る部分に限る。） 令和2年9月29日
 - (2) 別表第2（その1）の改正規定（水産振興課の項水産業協同組合法に係る部分及び水産資源課の項漁業法に係る部分に限る。） 令和2年12月1日
 - (3) 別表第2（その1）の改正規定（地域農業課の項肥料取締法に係る部分に限る。）及び別表第2（その2）の改正規定（農林技術研究所の項に係る部分に限る。） 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第62号）の施行の日
- 2 この訓令甲（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の静岡県事務決裁規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 改正後の規程別表第2（その1）衛生課の項食品衛生法に係る部分及び動物の愛護及び管理に関する法律に係る部分並びに別表第2（その2）保健所の項食品衛生法に係る部分の規定 令和2年6月1日
 - (2) 改正後の規程別表第2（その1）地域振興課の項地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に係る部分の規定 令和2年6月4日